

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は還付されているとの回答をもらった。

しかし、保険料が還付されたとする理由が思い当たらず、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 48 年度及び 49 年度の国民年金に係る領収証書により、申立期間の保険料を納期限内に納付したことが確認できるが、申立人の特殊台帳によれば、昭和 48 年 4 月 6 日に任意加入の被保険者資格を喪失したことを根拠として、還付決定されたことが確認できる。

しかしながら、申立期間において、申立人が他の被用者年金制度に加入していたことをうかがわせる記録は無く、申立人が国民年金被保険者資格を喪失する理由も見当たらないことから、申立期間について国民年金保険料が還付される合理的な理由は無く、当該事務処理に誤りがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月

年金事務所に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、A市役所で作業服のようなものを着ていた男性に現金を渡し納付したので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「A市役所で作業服のようなものを着ていた男性に現金を渡し納付した。」と述べているところ、申立期間当時、同市役所の窓口では国民年金保険料の収納は行っていなかった上、同市役所には、国民年金保険料を納付することができる金融機関の収納窓口が設置されていたものの、当該金融機関では、収納窓口には男性を配置していなかったとしている。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が定かではない上、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年3月1日から31年5月1日まで
② 昭和39年9月1日から43年4月1日まで

年金事務所から厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっているとののがきが届いた。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②に係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

また、いずれの申立期間とも、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 14 年 10 月 17 日まで
A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、平成 8 年頃から私の記憶と大きく相違しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているものの、申立人と同時期にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した者のうち、申立期間に被保険者記録が確認できる同年代の被保険者の記録を見ると、申立人の標準報酬月額のみが同僚の標準報酬月額と異なり低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間について、厚生年金保険料の控除額を確認できる給与明細等の資料は無い上、A社では、「申立期間当時の関連資料は、保存期間が過ぎており処分した。」と回答していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 1323 (事案 91 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月29日から39年1月8日まで
申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、私は、申立期間にA国(現在は、B国)でCの建設工事に従事しており、申立期間について厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料が無い上、申立人から聴取しても保険料控除等についての記憶が定かでは無く、事業主により給与から保険料が控除されていた事実は確認できないこと、ii) D社(E社の海外社名)は昭和47年12月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなるとともに、E社及びF社(E社の下請会社)では、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について、いずれも確認できる資料が無く不明としており、申立てを裏付ける証言等が得られなかったこと、iii) パスポートの出入国記録によれば、A国での滞在期間は、37年11月29日から38年11月30日までの1年間であることに加え、申立人が後任であったとする同僚及びF社の前役員の証言から、申立人がA国で勤務した期間は1年間と推測でき、A国で2年間勤務していたとする申立人の主張を裏付けるものとはなっていないこと、iv) 国民年金被保険者台帳上、申立人は、申立期間について、国民年金に加入し、保険料を免除されていることが確認できるほか、雇用保険の被保険者であったことも確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、保険料控除を示す新たな資料提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。